

第4期中期目標期間 (令和元年度～令和5年度) 業務実績見込評価説明資料



独立行政法人労働者健康安全機構
Japan Organization of Occupational Health and Safety

独立行政法人労働者健康安全機構の概要

設立 平成16年4月1日

独立行政法人労働者健康福祉機構（平成16年設立）と独立行政法人労働安全衛生総合研究所（平成18年設立）が平成28年4月に統合し設立

独立行政法人の分類 中期目標管理法

中期目標期間：5年間

（第4期：平成31年4月1日～令和6年3月31日）

設立目的

独立行政法人労働者健康安全機構法第3条（機構の目的）

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業、特定石綿被害建設業務労働者等（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第二条第三項に規定する特定石綿被害建設業務労働者等をいう。）に対する給付金の支払等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

主な役割

○研究及び試験事業

- ・労働安全衛生研究（**労働安全衛生総合研究所**）
労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を実施
- ・労災疾病等医学研究
労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題について、3つの分野に集約化して研究開発を実施

○労働災害調査事業

大規模な労働災害や発生メカニズムが複雑な労働災害等の原因究明のための専門的な調査

○化学物質等の有害性調査事業（**日本バイオアッセイ研究センター**）

労働者の健康障害防止対策のために、化学物質の有害性調査等を実施

○労災病院事業（**労災病院**）

労災疾病等に関する予防から診断、治療、リハビリテーション、両立支援、職場復帰に至る一貫した高度・専門的医療を提供、地域の医療水準の向上に貢献

○産業保健活動総合支援事業（**産業保健総合支援センター**）

産業保健サービスの提供等の支援を通じて、事業場における自主的産業保健活動を促進

○治療就労両立支援事業（**治療就労両立支援センター（部）**）

治療と就労の両立支援の事例の収集・分析をした上で医療機関向けマニュアルを作成し、労災指定医療機関等へ普及

○専門センター事業（**医療リハビリテーションセンター・総合せき損センター**）

重度の被災労働者に対し高度・専門的な医療、リハビリテーションを実施し、被災労働者の社会復帰を支援

○未払賃金立替払事業

事業場の倒産等により未払となった賃金等を事業主に代わって労働者に立替払を実施

○納骨堂の運営事業（**高尾みころも霊堂**）

産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備、産業殉職者合祀慰霊式の実施

○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

建設現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症した労働者等に対する給付金支払の実施

業務実績 評価項目一覧

項目別評定調書	評 価 項 目	頁	見込評価 (自己評価)
<u>1-1-1</u>	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進【重要度「高」】	3	A
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進	6	A
1-2	労働災害調査事業	9	A
<u>1-3</u>	化学物質等の有害性調査事業【重要度「高」】	12	B
<u>1-4</u>	労災病院事業【重要度「高」】	14	A
<u>1-5</u>	産業保健活動総合支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	18	A
<u>1-6</u>	治療就労両立支援事業【重要度「高」】【難易度「高」】	21	S
1-7	専門センター事業	24	B
<u>1-8</u>	未払賃金立替払事業【重要度「高」】	27	A
<u>1-9</u>	納骨堂の運営事業【重要度「高」】	30	B
1-10	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	33	B
2-1	業務運営の効率化に関する事項	36	B
3-1	財務内容の改善に関する事項	38	B
4-1	その他業務運営に関する重要事項	41	B

評価項目No. 1-1-1 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 高

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生の総合研究機関として、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化し、行政課題を踏まえた「プロジェクト研究」、「協働研究」、「基盤的研究」、「行政要請研究」、「過労死等に関する調査研究等」を確実に実施すること。
- 総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。
- 研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。
(指標) ・外部評価において、研究成果について平均点3.25点以上の評価を得ること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
・研究報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。⇒類似する研究に係る実績を踏まえ設定。
- 労働者の健康及び安全に対する研究成果の普及・活用を一層図ること。
(指標) ・中期目標期間中の法令等の制改定等への貢献数は、50件以上とすること。⇒第3期中期目標期間中の目標水準(年10件)を踏まえ設定。
・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

【重要度「高」の理由】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることで、労働災害の減少に結び付くため。等

II 指標の達成状況

目標	指標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度		
研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映する。	外部評価における研究成果の評価(目標 平均点3.25点以上)	4.41点	135.7%	124.9%	122.8%	117.2%
	厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合(目標 80.0%以上)	100.0%	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%
調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連する基準等の制定及び改正等に積極的に貢献する。	法令・基準の制改定等への貢献(目標 10件以上)	13件	130.0%	120.0%	160.0%	180.0%
調査及び研究の成果について、原則としてホームページに掲載する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	280万回 (うち労働安全衛生施策に係る数196万回)	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
外部評価における研究成果の評価 （目標 平均点3.25点以上）	② 研究の実施前後（必要に応じて実施中）に厚生労働省政策担当部門との意見交換を実施し、研究内容のすり合わせや研究成果等の報告等について協議し、行政への貢献度が高くなるように努めた。さらに、第三者評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 行政との頻繁な協議、研究評価結果に基づいた研究内容の軌道修正等を行うことで高い水準を維持しているが、研究という性格上、努力したとしても必ずしも当初の結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうること踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書割合（目標 80.0%以上）	② 研究の実施前後に厚生労働省政策担当部門との意見交換を実施し、担当研究者が政策上の課題、問題意識を十分に理解し、研究業務に反映することで研究成果の向上に努めた。 これら行政との頻繁な協議を行うことで高い水準を維持している。ただし、研究という性格上、努力したとしても必ずしも当初の結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究成果が政策に還元されるかどうか研究開始前の想定と異なる状況になることもありうること踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
法令・基準の制改定等への貢献 （目標 10件以上）	② 厚生労働省政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 行政との意見交換を行いながら行政政策への貢献に努めているが、研究の性格上必ずしも当初想定した結果に繋がらないものも一定の割合で存在しうることや、社会情勢の変化により研究開始前の想定と異なる状況になることも踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。
ホームページアクセス数 （目標 240万回以上）	② 研究業績・成果等を必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開するなど、閲覧者の利便性向上に努めた結果、アクセス数を確保することができた。また、安衛研ホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)において論文全文を公開し、研究者等に広く流布することに努めた。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
研究業務の着実な実施と貢献	目標の指標をいずれも上回ったほか、要請に応じ厚生労働省等の検討会への委員としての参加や資料提供等に対応し、国の労働衛生施策の策定に貢献した。研究者がこのような機会に積極的に参加することによって行政の動きや考え方を理解し、またそれらを研究に活かすことでより一層労働安全衛生政策の企画立案に貢献できるものとする。 【国の労働衛生施策の策定への貢献一例】 ・「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第89号） ・「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（令和2年2月17日付け基発0217第1号） ・「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令128号） ・「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月20日付け基発0720第2号）」
研究の実施体制等の強化	令和2年度から新たに安衛研に「化学物質情報管理研究センター」を設置し、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一体的に実施できる体制を整備し、当該センターを中核として化学物質関連の研究等を実施している。 令和3年度からロボット、AI（人工知能）、IoTなどの新技術に係る労働安全の課題に対応するため、新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設置し、当面実施すべき研究テーマ等について、第13次労働災害防止計画に記載されている研究課題なども考慮した上で、3課題の研究を開始している。 また、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を進めるため、新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」を設置し、労働・社会調査等を実施している。

【プロジェクト研究】の一例

陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究

(研究期間：平成30～令和2年度)

脳・心臓疾患発症の割合が高い地場配送運転者について、勤務体制、睡眠、健康と運転中外の事故との関連を検証し、疲労リスク管理*という枠組みから改善策を提案することを目的として研究を実施した。(*経営者と労働者が一体となって労働環境・条件を評価し改善する仕組み)

研究成果

地場配送は長距離運送とは異なり分割睡眠や乗務間インターバルが短い傾向があるなどの結果が得られ、各種論文や学会発表等行い、運行の改善とともに良好な睡眠の確保や勤務間インターバル・休日の保障など「休み方の最適化」を提案した。今後、配送運転者の安全衛生の充実や新たな行政施策(過重労働対策)につながる可能性がある。



【協働研究】の一例

せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究(研究期間：令和2～5年度)

職業性外傷による労働災害の防止対策、生活支援策(リハビリ支援)の研究を実施した。



安衛研
(工学的研究)

病院&安衛研による
医工連携が実現

吉備リハ
(せき損患者の生活支援)



労災病院
(整形外科)



研究成果

転倒経験者のインタビューや労災病院グループで収集した大規模な運動器外傷のデータを用いて、転倒で受傷した患者の属性、転倒発生状況等の関係について定量分析等を行い、その結果から転倒災害のリスク要因、転倒データ分析結果等をまとめたテキストを作成した。当該テキストは今後、産保センターと連携し、産業医を対象とした研修に活用する予定としており、事業場の転倒防止に役立つことが期待される。



実験中の機構モデル
歩行支援機器

【行政要請研究】の一例

テールゲートリフターを用いた安全な荷役作業のあり方に関する研究

(研究期間：令和4年度)

テールゲートリフター(TGL)を使用した荷役作業による死亡災害の特徴に加え、作業指揮命令の関係、作業手順の策定や遵守状況等の影響を含め、災害の背景要因についても分析を行い災害防止対策に活用する情報の取得を目的として研究を実施した。

研究成果

本研究における保護帽の着用やTGLの特別教育についての提言が「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」報告書に反映され、この報告書を受けて、省令「昇降設備・保護帽の義務付けを2t以上5t未満の車に拡大およびテールゲートリフター特別教育の義務化」が改正された(令和5年3月)。



【研究の実施体制等の強化】

○以下の3つのグループを新設。

- 令和2年度：化学物質情報管理研究センターを新設。
- 令和3年度：新技術安全研究グループ、社会労働衛生研究グループを新設。

○第14次労働災害防止計画を念頭に置いた転倒災害及び腰痛の防止に向けた取り組み

- 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課による「転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会」に委員として参加。検討会の中間整理(第14次労働災害防止計画の策定につながる素案)の中で、行政要請研究「社会福祉施設における作業様態等に応じた労働災害の分析」の研究成果が参考とされた。
- 第14次労働災害防止計画を踏まえ、令和5年度より新たに行政要請研究1課題、協働研究1課題の研究を開始するため、準備を進めた。

評価項目No. 1-1-2 労災疾病等に係る研究開発の推進

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：B、R3年度：A)

I 中期目標の内容

1. 労働災害の発生状況等を踏まえ、「職業性疾病等の原因、診療及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」の3領域について、時宜に応じた研究に取り組むために、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。
2. 労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。
3. 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。
4. 研究成果については、原則としてホームページに掲載すること。

(指標)

- ・中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。⇒第4期中期目標策定時の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
・ 労働災害の発生状況を踏まえ、協働研究と連携を図りつつ、研究を行う。 ・ 研究成果については、原則としてホームページにおいて公開する。	ホームページアクセス数(目標 240万回以上)	280万回 (うち労災疾病等に係る数84万回)	116.7%	118.6%	129.3%	123.5%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

指 標	要因分析(分類:①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
ホームページアクセス数 (目標 240万回以上)	② 調査及び研究の成果等をホームページで公開するとともに、国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、情報誌「産業保健21」に研究成果の掲載するなどPRに努めた。 ③ 情報誌「産業保健21」に掲載した「深夜勤務者のための食生活ブック」がSNSで話題となり、取材対応を行うなどの結果、ホームページアクセス件数が伸びた。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
「アスベスト」テーマにおけるアスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発	労災補償の対象疾患である良性石綿胸水(BAPE)は明確な診断基準がないという性質上、他疾患との区別に難航している現状がある。今回の研究により、他の疾患の胸水と比較し、BAPEの胸水にSLPIが有意に低いという結果が得られた。これにより、特に重要とされてきたBAPEと初期MPMの鑑別が容易となり、その後の迅速な治療及び労災認定に係る時間短縮に繋がる可能性がある。
「じん肺」テーマにおけるじん肺合併症（続発性気管支炎）の判定に係る新たな測定方法の開発	じん肺の合併症である続発性気管支炎の労災認定基準において、痰の量、性状等が一つの基準とされているところであるが、膿性であるかについては目視による定性検査であり、客観性に乏しく、定量性に欠けると学会などで長年に渡り指摘されていた。この点、労災病院において長年蓄積してきたじん肺診断等の実績を活かし、数値として判断ができないか研究を実施。その結果、「痰に含まれる好中球エラスターゼが、膿性痰の鑑別に当たり客観的指標となる可能性」を明らかにした。
「勤労世代肝疾患」テーマにおけるC型慢性肝炎に対するIFNフリー治療の意義と治療後の肝発がんや関連因子の検討	勤労世代でもIFNフリー治療が従来治療と同等に有効であること、また治療後に注意すべき発癌リスク要因を明らかにした。IFNフリー治療は勤労者のQOLを改善するものであり、C型肝炎患者の療養・就労両立支援の更なる促進が期待される。
「メンタルヘルス」テーマにおける職場におけるメンタルヘルス不調の予測因子の検討	日本において初めて一般労働者における客観的認知機能と労働生産性の関係を調査した研究であり、ICTを活用した調査により客観的認知機能評価と労働生産性（プレゼンティーズム）の関連を確認した。今後、客観的認知機能評価の活用により、職場復帰支援や労働者のメンタルヘルス状況の把握の促進が期待される。
研究成果の普及等	これまでの研究で得られた知見について、令和元年度から令和4年度までに英文論文11件を発表し、産業医学、臨床医学分野の学術雑誌に掲載されるとともに、メディア等49件掲載されるなど積極的な普及に取り組んだ。

指標 中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス総数を1200万回以上とすること。
 ⇒ 毎年度目標は240万回に設定

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	合計
アクセス件数	280万回	285万回	310万回	296万回	1,171万回
達成度	116.6%	118.6%	129.3%	123.5%	122.0%

中期目標に示された3領域について10テーマの研究開発、普及に取り組んだ

- 1 職業性疾病等の原因、診断及び治療
 - ・運動器外傷機能再建
 - ・職業関連癌
- 2 労働者の健康支援
 - ・生活習慣病
 - ・メンタルヘルス
 - ・メタボローム
 - ・医療従事者の安全
 - ・勤労世代肝疾患
 - ・早期復職
- 3 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化
 - ・じん肺
 - ・アスベスト

成果の普及

令和元年度～4年度 論文発表

これまでの主要論文

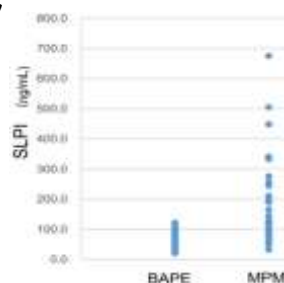
- ・ *Sci Rep* 2021;11:12965.
 ⇒ アスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発 (下ボックス)
- ・ *J Pharm Health Care Sci* 2022;8:19.
 ⇒ 医療従事者の調剤業務における職業性抗がん剤ばく露抑制手技を研究
- ・ *JGH Open* 2022;6:395-401.
 ⇒ 勤労世代の慢性C型肝炎患者に対するIFNフリー治療の有効性を検証
- ・ *J Occup Health* 2023;65:e12385.
 ⇒ 労働者の注意力や作業記憶力と労働生産性の関連性を研究等
 ⇒ 産業医学、臨床医学分野の学術雑誌に掲載され、今後の研究や活用が期待。

掲載論文数：英文11件
 掲載メディア数：49件

具体例

アスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発

新しい診断マーカーとして胸水中の物質 (SLPI) を用いると、良性石綿胸水 (BAPE、図左) と初期の悪性胸膜中皮腫 (MPM、図右) 等を迅速に鑑別でき、労災認定に係る時間短縮に期待できる。



じん肺合併症の判定に係る新たな測定方法の開発

膿性痰の鑑別において目視による定性検査を実施しているが、客観性に乏しく、定量性に欠ける。

痰に含まれる好中球エラスターゼが、膿性痰の鑑別に当たり客観的指標となる可能性を明らかにした。

今後の労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に期待できる。

評価項目No. 1-2 労働災害調査事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

I 中期目標の内容

- 労働安全衛生法第96条の2に基づいて、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、可及的速やかに厚生労働省に報告を行うこと。また、個人情報の保護等に留意の上、調査結果を公表し、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。
- 災害調査等の結果を体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

(指標) ・災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点2.0点以上の評価を得ること。

※ 3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった) ⇒類似する調査等に係る実績を踏まえ設定。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
災害調査報告等について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査を実施し、平均点2.0以上の評価を得ること。	依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	2.62点	131.0%	144.5%	141.5%	136.5%

要因分析(実績値/目標値が120%以上又は80%未満)

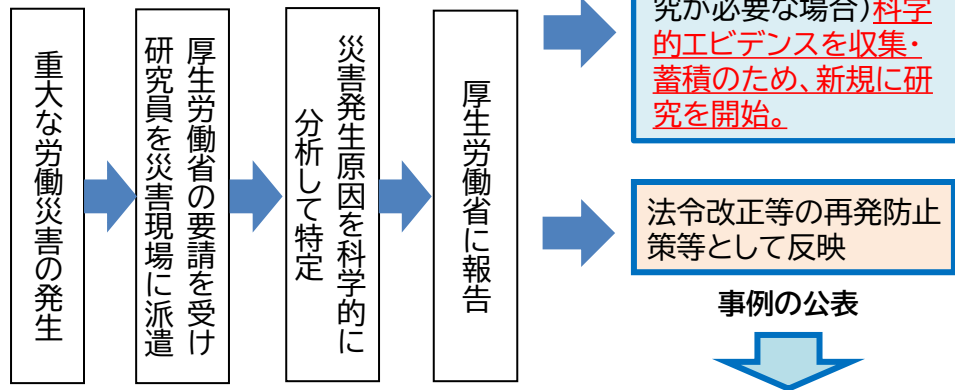
指 標	要因分析(分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」)
依頼元からの評価 (目標 平均点2.0点以上)	② 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣するなどにより調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努め、「科学的見解や根拠がわかり、当該災害の理解が深まった。また、再発防止の指導等に十分活かせる」との高い評価を得た。 なお、令和元年度～令和4年度は高い評価を得ているが、今後、厚生労働省からの要請のうち「発生原因を特定させることができない複雑な労働災害」や、「現在在籍している研究員では対処できない労働災害」なども一定の割合で生じることも想定されることを踏まえると、現在の目標値は概ね妥当な水準と考える。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
災害調査結果の厚生労働省への報告及びこれを踏まえた研究活用・反映	迅速かつ適切に災害調査等を行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査依頼元から高い評価を得た。
災害調査結果等の研究活用・反映	災害情報のデータベース化を進め、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備を進めた。

労働災害の原因調査の実施

災害調査の流れ



災害調査を契機に開始する研究の事例

- 高純度結晶性シリカによる肺疾患事案に係る災害調査結果を踏まえ、**労災病院、安衛研による協働研究を実施している。**

災害調査の例

「テルハつりチェーンの破断災害」

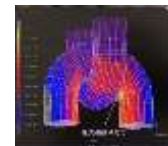
破砕ガラスの入った約1.7tのかごをつり上げたところ、つりチェーンが破断し、作業員が死亡。定格荷重は2tで、使用開始から8か月と短期。



研究員による現場での調査や、破断面の走査型電子顕微鏡での観察、疲労試験、3次元弾性試験等を用いた調査の結果、揚程不足のため、過巻防止装置を改造した上通常と異なる方法で使用し、過負荷がかかりチェーンが疲労破壊していることが判明。



定格荷重内でも不適切な改造や使用方法が事故の原因となるため、法令に基づく適切な使用や安全教育の実施が再発防止につながることを報告。



「係留中の土砂運搬船で発生した爆発火災災害」

係留中の土砂運搬船の船倉内で爆発火災が発生し、作業員3名が死亡する労働災害が発生。



専門の研究者による現場調査や、模擬実験装置を用いた油ミストの着火性実験等の調査を実施した。その結果、油漏れがあった油圧配管の交換作業において、ボルトのガス炎による切断作業を行った際、油が溜まった床に落下した高温のボルトにより火種が生まれ、気化した油やガス蒸気に引火し爆発・火災が起こったことが判明した。



ガス使用における火気の管理徹底はもちろん、静電気の発生等による危険物等の爆発・火災の危険性の把握等が再発防止につながることを報告。



災害調査の実績

○災害調査の一例(令和元～令和4年度公開)

事例については、再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。

年度	公表件数	起因物 (小分類)	事故の型
令和元年度	4	・足場、地山・岩石 ・建築物・構造物 ・爆発性の物等	・崩壊倒壊 ・はさまれ・巻き込まれ ・爆発
令和2年度	5	・クレーン ・支保工 ・その他乗り物 ・爆発性の物等、金属材料	・崩壊倒壊 ・墜落・転落 ・はさまれ・巻き込まれ 爆発
令和3年度	3	・クレーン ・水 ・有害物	・高温・低温の物との接触 ・転倒 or おぼれ ・有害物との接触
令和4年度	4	・クレーン ・掘削用機械 ・爆発性の物等、掘削用機械 その他の危険物、有害物等	・崩壊倒壊 ・転倒 or おぼれ ・爆発

評価項目No. 1-3 化学物質等の有害性調査事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：C、R3年度：C)

重要度 高

I 中期目標の内容

1. 発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定するものについて、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。
2. 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質の維持や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。
3. 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。
4. 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。

【重要度「高」の理由】

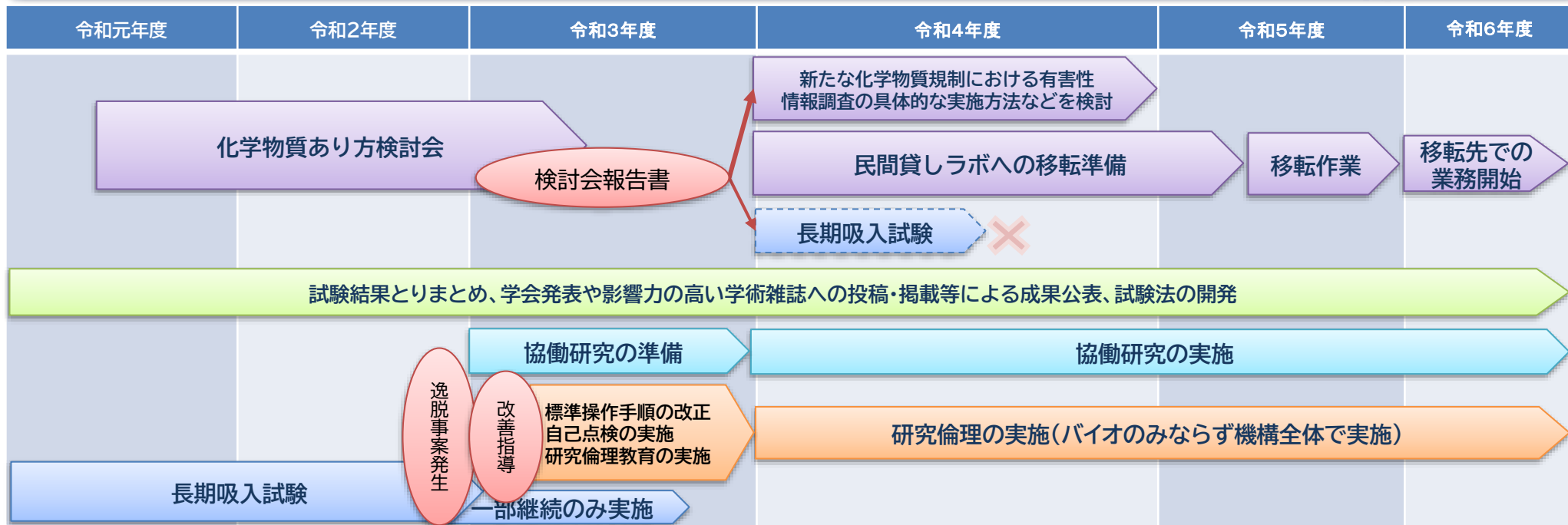
国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

III 評定の根拠

根拠	理由
化学物質等の有害性調査事業の計画的な実施	<p>国が指定した化学物質について、①長期吸入試験（4物質）、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験（10物質）、④培養細胞を用いる形質転換試験（20物質）を実施し、試験結果を厚生労働省へ報告した。</p> <p>また、試験法の開発、国際がん研究機関（IARC）の評価ワーキンググループ会議やインパクトファクターの高い学術雑誌に論文が掲載される等引き続き成果を挙げており、令和4年度からはバイオの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研究方法を活かした協働研究が新たに2課題スタートしている。</p> <p>なお、一部の試験について、遵守すべき試験方法に関する手順書から逸脱していたことが明らかになり（令和3年3月5日付け厚労省公表）、再発防止対策を講じた。</p> <p>今後、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月厚生労働省）のとおり、有害性調査試験方法も見直しを行うこととなったが、施設の老朽化も著しく、今後の新たな試験方法に不向きであることから、現行の施設にて実施することは不適切と判断し、厚労省と協議を行い、新たな試験方法に対応し得る施設への移転に向けて準備を進めた。</p>



1 国が指定した化学物質についての試験の実施及び行政報告並びに研究成果公表

- 国が指定した化学物質について、①長期吸入試験（2-ブロモプロパン（有機溶剤）、アリルアルコール（難燃化材等の原料）等5物質）、②ラット肝中期発がん性試験（酢酸亜鉛、5-クロロ-2-ニトロアニリン（染料、顔料の中間体）等4物質）、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験（二酸化窒素（酸化剤、硝酸の原料）、ジブロモメタン（医薬、農薬等の中間体）等10物質）、④培養細胞を用いる形質転換試験（デカ-1-エン（香料、医薬品、染料等の有機合成等）、臭素化ポリスチレン（難燃剤）等20物質）を実施し、試験結果を厚生労働省へ報告した。
- 職場における架橋型水溶性アクリル酸ポリマー（医薬品や化粧品等のゲル化剤に用いる微小粒子素材）の吸入暴露によるラット肺疾患のメカニズムの研究成果について、Respiratory Research誌（インパクトファクター2021最新:7.162点）に掲載された。
ラットの架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入暴露により、肺疾患メカニズムの一端を明らかにした
- ラットにおける架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入暴露による肺疾患の用量反応関係の研究成果について、Particle and Fibre Toxicology誌（インパクトファクター2021最新:9.112点）に掲載された。
ラットの架橋型水溶性アクリル酸ポリマーへの吸入暴露によるNOAEL（無毒性濃度）を設定することができた
- 化学物質の有害性調査の成果について、国際がん研究機関（IARC）の評価ワーキンググループ会議（2023年2～3月開催）にて論文4報が利用された。

2 試験の迅速化・効率化を図るための試験法等の検討

吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について、結晶質シリカ（半導体を保護する部材の製造に用いる微小粒子素材）及び酸化インジウムスズ（液晶ディスプレイなど電子部品原料）切削片のラット肺を用いた分子生物学的解析及びメタボローム（代謝物質：糖、アミノ酸など）解析を実施。

3 協働研究の実施

「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」、「じん肺の新規バイオマーカー（疾病の有無や病状の指標となるもの）および迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究」をスタートした。

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

- 高度・専門的な医療を提供するとともに、勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他医療機関にも効果的に普及させ推進を図ること。
- 都道府県が策定する医療計画や医療圏における医療ニーズも勘案し、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。
- 地域の医療機関等との連携強化により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。
 (指標) ・労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保。⇒地域医療支援病院の基準以上を目標設定。
 ・地域の医師等に対し、症例検討会等を中期目標期間中、延べ4200回以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
 ・高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
- 大規模労働災害等の災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対応するため、緊急対応を速やかに行える体制を確保。
- 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。
 (指標) ・患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保。⇒第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
- 新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うこと。
 (指標) ・治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保。⇒第3期中期目標期間(4年間：26年度～29年度)の毎年度の平均値を踏まえ設定。
- 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。
- 北海道中央労災病院の統合につき、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。等

【重要度「高」の理由】

「アスベスト問題に係る総合対策」において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の要件を充足する。	紹介率(目標 76.0%以上)	78.4%	103.2%	101.7%	104.1%	102.6%
	逆紹介率(目標 63.0%以上)	70.2%	111.4%	110.1%	115.6%	106.0%
地域の医療機関等を対象にした症例検討会や講習会等を行う。	症例検討会・講習会開催回数(目標 840回以上)	1,200回	142.9%	105.7%	36.9%	106.2%
地域の医療機関等から高度医療機器を用いた受託検査を実施する。	受託検査件数(目標 35,000件以上)	31,809回	90.9%	94.0%	93.4%	104.5%
患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供する。	患者満足度(目標 80.0%以上)	85.0%	106.3%	106.6%	108.3%	103.9%
労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を確保する。	治験症例数(目標 4,180件以上)	3,948件	94.4%	124.5%	108.8%	114.4%

要因分析

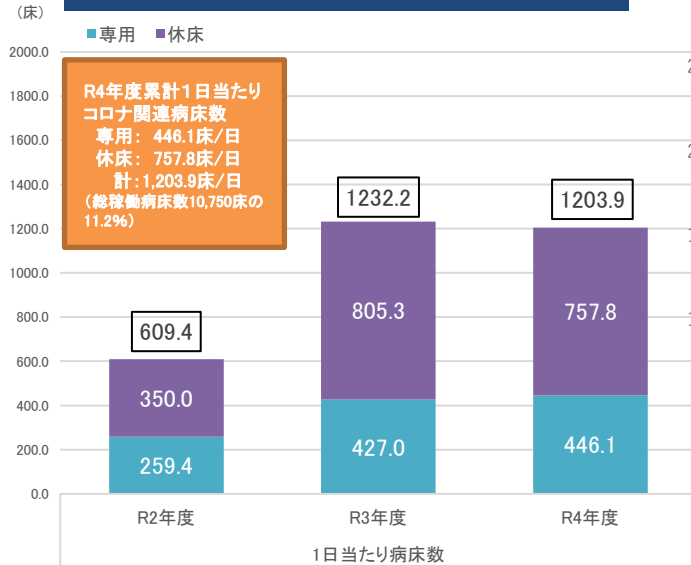
指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
症例検討会・講習会開催回数 （目標 840回以上）	② 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、計画していた症例検討会・講習会を実施することができなかったが、令和3年度からは電子（WEB）会議システムを活用した形式及び密を回避した集合形式での開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも可能な限りの実施に努めたことにより、年度計画の840回を達成している。
治験症例数 （目標 4,180件以上）	② 労災病院治験ネットワークの情報をホームページに掲載するなど広報活動に努めたほか、厚生労働省から要請のあった新型コロナウイルスワクチンのコホート調査及び一般使用成績調査に積極的に協力した。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
大規模労働災害等への対応 （新型コロナウイルス感染症対応を含む）	○ 令和元年9月台風15号、令和元年10月台風19号、令和2年7月豪雨、横浜港ダイヤモンドプリンセス号へDMATを派遣し、支援活動を行った。 自治体からの病床確保要請等を踏まえ、地域の医療体制の確保を図りつつ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性患者を積極的に受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 また、感染拡大地域の医療施設等へ看護師の派遣、医療従事者等へのワクチン優先接種への協力等、地域医療への貢献に取り組んでいる。
地域の中核的役割の推進 地域の医療機関等との連携強化	○ 新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入及び感染拡大防止への対応等を優先的に行っている中で、「紹介率・逆紹介率」、「治験症例数」及び「症例検討会・講習会開催回数」について年度計画を達成した。
北海道中央労災病院の統合	○ 令和3年7月に統合に係る基本合意書を締結後、職員の雇用確保を含めた円滑な統合に向けて必要な検討を進めつつ、令和4年2月に職員説明会を開催し、新病院におけるコンセプト等の概要及び処遇面の説明を行うとともに、現時点での統合後の勤務意向について全職員に対して調査を行った。 その後、令和4年9月に策定された「岩見沢市新病院建設基本計画」において、世界情勢の影響等による工期見直しにより、令和9年4月を目途とされていた統合（開院）の時期が令和10年春とされた。この基本計画の公表に併せ、統合時期延期に係る職員説明会及び職員意向調査（2回目）を実施するなど、職員の雇用確保を前提としたきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めている。 また、岩見沢市の意向も踏まえ、新病院の建設地を北海道中央労災病院用地とすることとし、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体工事に向けて岩見沢市との協議を進めている。 引き続き、予定されている開院時期に影響が出ないよう円滑な統合に向けて必要な協議を進めていく。
アスベスト問題に係る総合対策への協力	○ 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応している。 また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めている。 さらに、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、石綿ばく露に関する医学的所見の確認等を行う石綿確定診断委員会を実施した。

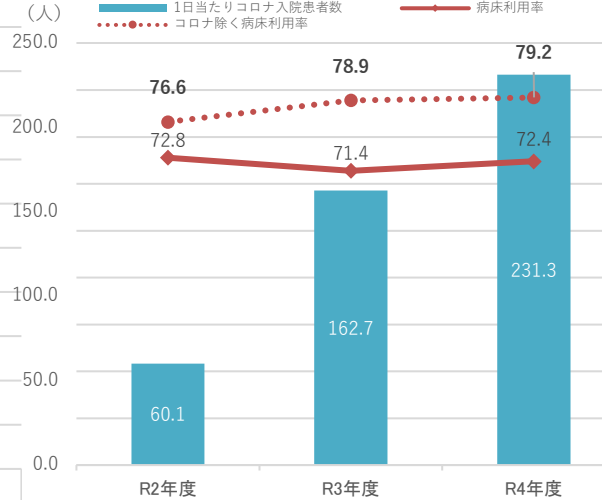
大規模労働災害等への対応

コロナ専用・休床延病床数

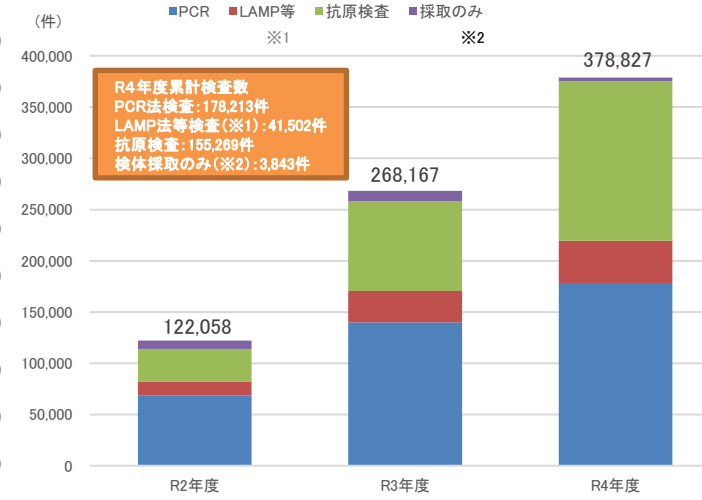


※休床とは、コロナ患者専用病床を確保するために、やむを得ず使用を停止した病床である。

病床利用率・コロナ受入入院患者数



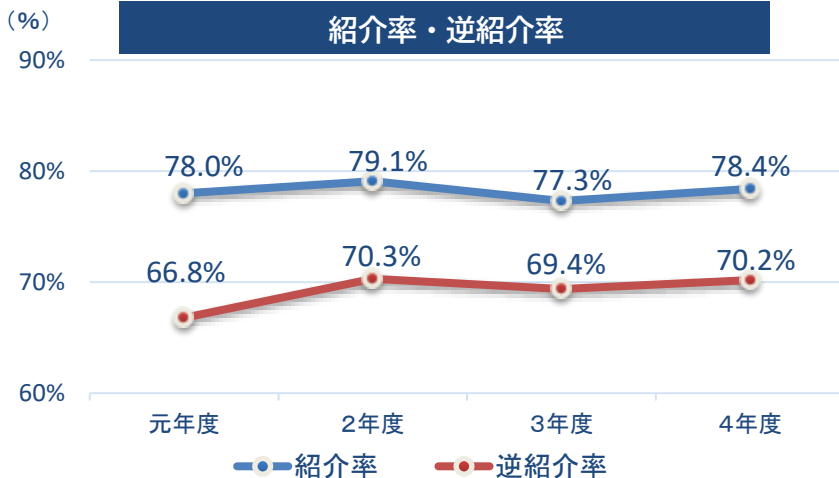
コロナ関連検査数



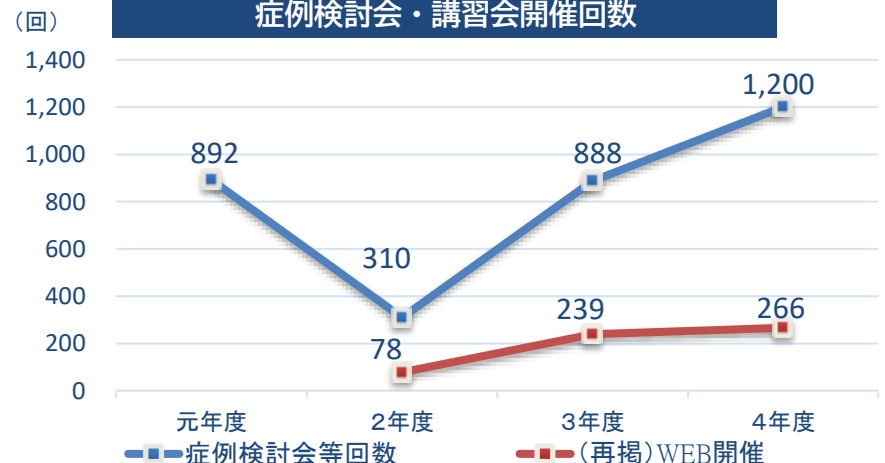
※1 PCR法以外の検査方法 (LAMP法、TRC法、等温核酸増幅法等) の件数
※2 保健所等からの依頼により検体採取料のみを算定した件数

地域の医療機関等との連携

紹介率・逆紹介率



症例検討会・講習会開催回数



新型コロナウイルス感染症に対する取組

1.ダイヤモンドプリンセス号等へDMAT派遣



(DMAT派遣)
 横浜労災病院: 船内対応、薬剤師も船内対応
 神奈川県DMAT本部にて調整業務
 東京労災病院: 船内対応
 関東労災病院: クルーズ船の患者搬送
 神奈川県DMAT本部にて調整業務
 中部労災病院: PCR検査(チャーター便
 帰国者対応)



(入院患者受け入れ)
 横浜労災病院 7症例
 千葉労災病院 2症例

2.感染拡大地域へ看護師派遣



感染拡大地域へ看護師を派遣
 (派遣先施設)
 大阪コロナ重症センター
 那覇入院待機ステーション
 都立多摩総合医療センター
 他 11施設へ派遣

派遣延日数 676日(R3.4~R4.9)



3.感染管理研修の実施による地域貢献



地域のデイサービスセンターへ
 感染管理認定看護師を派遣

バス運転手に感染予防対策研修会
 ~職員・お客様を守るために~
 和歌山県の観光事業者に感染症対策の正しい知識を持ってもらいたい!

バス事業者 感染対策
 ~職員・お客様を守るために~

感染対策における重要な取組
 にご留意ください

観光バス事業者の皆様へ
 新型コロナウイルスを予防し、
 予防と対策が重要!

地域のバス会社へ感染予防対策研修の実施

4.ワクチンの先行接種と調査への協力



和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部
 (和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部)
 新型コロナウイルスワクチンの投与開始初期の重点的調査(コホート調査)
 調査番号: 20HA2013

健康観察日誌集計の中間報告(9)

和歌山県 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局
 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局
 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局
 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局 和歌山県健康福祉部 和歌山県産業労働局

ワクチン先行接種・コホート調査協力
 21病院にて実施
 4,762人接種
 2,023人コホート調査協力

評価項目No. 1-5 産業保健活動総合支援事業

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R1年度：A、R2年度：A、R3年度：A)

難易度 高

重要度 高

I 中期目標の内容

- 働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。
 (指標) ・産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施。→第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
 ・産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計12万2600件以上。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)の概ね5%増を目標として設定。
- 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。
 (指標) ・研修又は相談の利用者から、職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
 ・アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善効果を確認。→第4期中期目標策定の際の直近実績(平成29年度)を踏まえ設定。
【難易度「高」の理由】
 地域の事業者ニーズを的確に把握し、全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、その際、地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められているため。
 疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が求められているため。
【重要度「高」の理由】
 産業保健三事業を一元化して事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定し、計画的に実施する。	専門的研修等実施回数(目標5,300回以上)	5,244回	98.9%	87.8%	69.0%	109.1%
・メンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応。 ・治療と仕事の両立支援等の課題に対する専門的相談への対応。 ・地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談に対応する。	産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数(目標122,600件以上)	130,804件	106.7%	115.6%	100.4%	111.2%
産業保健活動の質及び利便性向上を図るため、研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努める。	研修利用者からの評価(目標90.0%以上)	94.7%	105.2%	105.2%	104.6%	104.0%
	相談利用者からの評価(目標90.0%以上)	96.1%	106.8%	106.8%	106.4%	106.1%
研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握する。	事業が利用者にと与えた改善効果の割合(目標80.0%以上)	82.9%	103.6%	103.9%	101.8%	105.4%

II 指標の達成状況

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
専門的研修等実施回数	①、③ 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、専門的研修を令和2年5月末まで原則中止又は延期せざるを得ず、4、5月の計画数883回に対して実績が8回（達成率0.9%）となった。 緊急事態宣言解除後の6月以降は密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子（WEB）会議システムを活用した形式により開催することとして、9月以降、全産保センターでWEB研修の実施体制を整備し、着実に専門的研修の実施回数の確保に努めていたところ、年度後半においても再び緊急事態宣言等が発令されたため、予定していた集合研修が実施できず目標値に届かなかった。

III 評定の根拠

根拠	理由
医師会等関係機関との連携強化・MSW等両立支援関係者間の連携強化	<ul style="list-style-type: none">○ 東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について、東北地域の医師会、自治体等関係機関と連携し、電子（WEB）会議システムも活用の上、相談員協議会を開催した。○ 日本医師会、産業医科大学とともに「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」に担当理事、WGに産業保健ディレクターが委員として参加した。○ 厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会に産保センターから産業保健専門職（保健師）5名がファシリテーターとして協力した。
専門的研修・専門的相談への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 感染対策を講じた上で集合研修を実施するほか、電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に開催した。また、動画配信サービスを活用したオンデマンド研修も活用し、研修の開催に努めた。○ 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談や、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施した。
利用事業場からのニーズに対する適切な対応（質の確保）	<ul style="list-style-type: none">○ 毎年度アウトカム調査を実施しており、産業保健活動総合支援事業が利用者に与えた改善効果の割合は、毎年8割を超える高い割合で推移している。調査結果において、50人未満の小規模事業場では「健診結果の医師の意見聴取」以外のサービスの利用経験は少なく、「健康相談」を除き2割に満たず、小規模事業場に対する総合的な産業保健サービスの提供が課題であることから、リーフレット及びポスターを関係機関に配布するとともに、電車内デジタルサイネージ広告の実施等、周知活動に取り組んだ。

参考指標

事例検討会の実施回数	<ul style="list-style-type: none">○ 両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会を実施した。 <p>令和4年度 206回、 令和3年度 177回、 令和2年度 93回、 令和元年度 108回</p>
------------	--

地域の産業医活動に対するサポート体制の整備

テレビ会議システム（Zoom）を活用した産業医研修

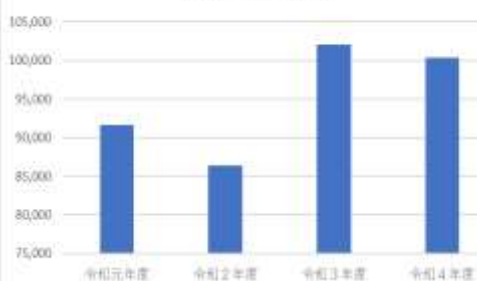


産業医が容易に参加できるようテレビ会議システム活用による産業医研修の実施やドローン活用による職場巡視研修会の実施

小規模事業場に対する支援体制の充実

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録産業医	8,724人	8,874人	8,921人	8,989人
登録保健師	356人	360人	366人	380人

地域窓口相談件数



新型コロナウイルス感染症の影響により対面による相談が困難な状況もあったが、感染症に係る相談や在宅勤務労働者への面接指導方法に係る相談等に対応するほか、電子（WEB）会議システムを活用した相談を実施する等、利用者のニーズを踏まえた相談体制を整備した。

研修・相談の利用者から有益だった旨の評価

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修利用者	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%
相談利用者	95.5%	95.8%	96.1%	96.1%

- 研修利用者の声
タイミングのよい時期に新型コロナウイルスについて、正しい知識と企業ができる対策を得ることができた。
- 相談利用者の声
質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。

福島第一原子力発電所健康管理体制整備事業

福島第一原子力発電所で働く皆様へ

「健康増進のほらば」からのお知らせ
労働者健康安全管理では東京電力福島第一原子力発電所管内に健康支援相談窓口を開設し、第一原発で働く全ての方（事業者、作業員等）の健康相談に専門の医師や保健師が無料で実施しています。

健康相談の予約方法

健康相談の予約は、健康相談センターの予約センターから予約可能です。予約センターは、24時間受付です。予約センターの受付時間は、24時間受付です。電話でも予約が可能です。

健康相談の予約センター

健康相談センター

健康相談センター

健康相談センター

インフルエンザ対策！

季節性インフルエンザは、毎年日本の約5%の人が「医療機関を受診しています。新型コロナウイルスの影響で、早い・マスクといった対策が普及していますが、特に、11月下旬頃から患者が増え、昨年1月～4月に比べて2～3倍増えるので流行に基本的な予防対策についてお伝えします。

予防対策、相談の目安？

インフルエンザの予防対策

予防対策

相談の目安

健康相談センター

健康相談センター

健康相談センター

福島第一原発廃炉作業員等への健康相談及び研修会の実施

評価項目No. 1-6 治療就労両立支援事業

難易度	高
重要度	高

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 R1年度：S、R2年度：A、R3年度：S)

I 中期目標の内容

1. 労災病院及び治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。
(指標)・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。⇒各種アンケート満足度の一般的水準(80%)を踏まえ設定。
2. 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。
3. 産業保健総合支援センターにおいて、企業等に対する正しい知識及び理解の普及、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施すること。
4. 両立支援コーディネーターを効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。
5. 研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度のあり方について検討すること。

【難易度「高」の理由】

治療と仕事の両立を推進するためには、経営責任者等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制の構築に向けて多くの関係者による連携強化が必要であるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため。

【重要度「高」の理由】

政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
支援した罹患者にアンケートを行い、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	支援した罹患者の有用度 (目標 80.0%以上)	98.4%	123.0%	121.9%	113.3%	113.3%

要因分析

指標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
支援した罹患者の有用度 （目標 80.0%以上）	② アンケートに記載された、支援を受けた患者の意見について、各病院及び両立支援センターにフィードバックしたこと、また事例検討会等へ、コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参加させたことが、業務の自主的な改善を促し、機構全体の両立支援の質の底上げに繋がったものと考えられる。現在の社会状況等から、病院での支援にあたっての目標数値については、妥当な水準と考えられる。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
支援した罹患者の有用度の向上	質の高い両立支援を提供するため、両立支援コーディネーターの能力向上に向けた取組として、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。また、「事例検討会」にファシリテーターとして参加させたことなどもスキルアップに繋がった。
中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の難易度が高い課題に対応	中小企業における両立支援の普及・促進に向け、全国の産保センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーを809回開催したほか、両立支援促進員による個別訪問支援を7,487回実施した。これらの取組により、両立支援に関する相談対応件数は27,770件、また企業の依頼による個別調整支援数も2,095件となった。 両立支援コーディネーター基礎研修修了者（15,379人）のうち企業内の労務担当者の人数は2,561人と事業場における両立支援の体制整備に貢献できた。
両立支援コーディネーターの積極的養成	トライアングル型サポート体制の更なる普及のため、両立支援コーディネーター基礎研修をR1は集合形式、R2年度以降は、オンライン形式で実施し、R1～R4年度に15,379人を養成した。また、オンライン形式についても、オンデマンド配信では講義途中の確認テストを設け、ライブ研修では「アンサーパッド」による個人演習を増やすなど研修の質の向上に取り組んだ。 研修修了者の勤務先は企業、医療機関等幅広いことから、会社の意識改革と受入れ体制整備により、トライアングル型サポート体制の更なる促進を図ることができた。

参考指標

支援事例の収集件数	令和4年度 1,347件、 令和3年度 1,369件、 令和2年度 1,104件、 令和元年度 1,131件
両立支援コーディネーター養成者数	令和4年度 5,608人、 令和3年度 4,556人、 令和2年度 3,402人、 令和元年度 1,813人
基礎研修の有用度及び理解度	有用度：令和4年度 96.1%、 令和3年度 96.4%、 令和2年度 95.6%、 令和元年度 80.4% 理解度：令和4年度 97.0%、 令和3年度 96.6%、 令和2年度 96.2%、 令和元年度 80.1%
事業場等からの相談対応	令和4年度 7,308件、 令和3年度 7,110件、 令和2年度 6,664件、 令和元年度 6,688件



両立支援コーディネーターの役割：労働者が仕事を辞めずに治療が続けられるよう後ろからサポート

両立支援コーディネーターは、労働者やその家族からの依頼を受けて労働者に寄り添いながら相談支援を実施し、また、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションをサポートします。

【両立支援コーディネーター基礎研修】（両立支援コーディネーターの養成）

開催年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
修了者数	5,608人	4,556人	3,402人	1,813人
有用度（アンケート結果）	96.1%	96.4%	95.6%	80.4%
理解度（アンケート結果）	97.0%	96.6%	96.2%	80.1%

・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、当初計画していた集合形式での研修を中止、急遽、オンライン形式での研修へ変更。以降、オンライン形式で研修を実施し、R元～R4年度までに15,379人を養成した。

【労災病院における支援の実施】（患者への両立支援）

実施年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
有用度（アンケート結果） ＜目標80%以上＞	98.4%	97.5%	90.6%	90.6%
支援件数	1,347件	1,369件	1,104件	1,131件

・令和3年度以降、全国の病院・両立センターのコーディネーターの参加による意見交換会の開催や好事例の共有等、質の向上に向けた取り組みを行った結果、支援した罹患者に対するアンケート結果の有用度は令和2年度90.6%から令和4年度98.4%に上昇した。

【両立支援の施策の広がりに大きく貢献】

- ・当機構の取組が評価され、H30に診療報酬において「療養・就労両立支援指導料」が創設され、以降も順次対象疾患が追加されている。
＜対象疾患：（H30～）がん、（R2～）脳血管疾患、肝疾患、指定難病、（R4～）心疾患、糖尿病、若年性認知症＞
- ・令和3年度から「治療と仕事の両立支援」が（一社）日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必須講習となった。
- ・第4期がん対策推進基本計画、第2期循環器病対策推進基本計画において「両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数」や「脳卒中患者に対する療養・就労両立支援の実施件数」が新たな指標とされた。
- ・コーディネーターについての研究において、配置の多い医療機関では支援件数も多くなっているという結果が示されており、両立支援コーディネーターの増員の必要性が明らかになった（日職災医71:14-22,2023）。

評価項目No. 1-7 専門センター事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めること。
(指標)・それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～29年度)の平均値を踏まえ設定。
2. 治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。
3. 職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。	(医療リハ) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	93.2%	116.5%	113.0%	113.4%	114.5%
	(総合せき損) 医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合 (目標 80.0%以上)	84.6%	105.8%	108.3%	104.3%	110.6%

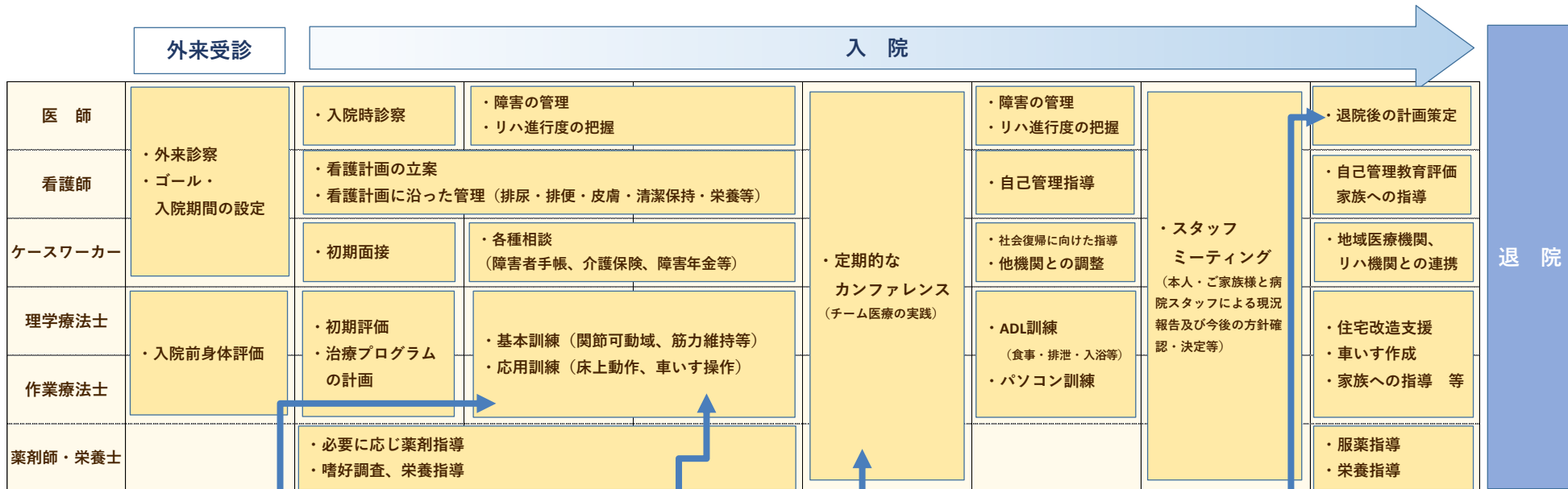
Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
脊髄損傷患者の積極的な受入と高度・専門的医療の提供	ヘリコプター等で受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者を受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供するとともに、脊髄損傷治療・看護方法に関する知見の発信を行った。
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携による職場・自宅復帰率向上のための継続的な取組	国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上に取り組んだ。
自立支援機器等の研究開発及び成果の普及活動	「国際福祉機器展」（出展実績：令和元年度～令和4年度）などに出席し、「間欠式バルーンカテーテル用自助具」、「横押し携帯型酸素ボンベカート」等の開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動を行った。 また、3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等11件）を院内患者に提供して患者のQOL向上に繋げる等、研究開発に取り組んだ。

参考指標

せき損患者の受入実績	<ul style="list-style-type: none"> ●ヘリコプターによる緊急受入数 令和4年度 42件、令和3年度 44件、令和2年度 45件、令和元年度 43件 ●せき髄損傷患者の新規入院患者数 令和4年度144人、令和3年度124人、令和2年度145人、令和元年度131人
国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携実績	<ul style="list-style-type: none"> ●運営協議会 令和4年度 1回、令和3年度 1回、令和2年度 1回、令和元年度 1回 ●職業評価会議 令和4年度 9回、令和3年度 11回、令和2年度 12回、令和元年度 12回 ●OA講習 令和4年度 7回、令和3年度 6回、令和2年度 8回、令和元年度 7回
自立支援機器等の研究開発実績	<p>【令和元年度】 3DCGによる住宅改造支援、間欠式バルーンカテーテル用自助具、スイッチスマホコール</p> <p>【令和2年度】 導尿ホース用取っ手、双方向遠隔通報装置、万能スプリント、ホルダー付き自助具</p> <p>【令和3年度】 スライディングボード（臀部保護用折り曲げ付き）、横押し携帯型酸素ボンベカート</p> <p>【令和4年度】 車いす用体幹保持サイドサポート、ベルト付きハンドライフ、ベッド用座位保持用具（クッションタイプ）</p>

○ 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進に向けた多職種連携
 ◆ 多職種連携による職場・自宅復帰までの一貫したケアの実施
 (医療リハビリテーションセンターにおけるせき損患者の事例)



車いすによる体力強化訓練



関節可動域訓練



他職種によるカンファレンス



退院後の計画作成



評価項目No. 1-8 未払賃金立替払事業

自己評価 **A**

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：A、R3年度：A)

重要度 **高**

I 中期目標の内容

1. 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。
⇒第3期中期目標期間（平成26年度～平成30年度）の目標値（25日以内）から5日の短縮となる「20日以内」を設定。
2. 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。
3. 年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにすること。

【重要度「高」の理由】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持。	請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	14.7日	126.5%	127.0%	128.0%	117.5%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
請求書の受付日から支払日までの期間 (目標値 20日以内)	<p>② 原則週1回の立替払を堅持、新型コロナの影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットの作成、大型請求事案に対する破産管財人等との事前調整や電話相談、定期的な審査担当者間の業務打合せによる情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等を適切に実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、集合形式とともにオンライン形式の同時開催等、継続して破産管財人等を対象とした研修会の開催等に取り組んだ。</p> <p>上記取り組みにより3年続けて達成度が120%を超える結果になったが、令和5年度以降も新型コロナ感染状況やウクライナ情勢の影響等経済情勢の見通しが困難であり、企業倒産の増加の懸念があることから、目標変更は適当ではないと考える。</p>

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
迅速かつ適正な立替払の実施	<p>審査手続をより迅速化するために、WEB会議システムを活用した、日弁連との会合、弁護士向け研修会及び破産管財業務に精通した弁護士等との委員会の開催、地裁への訪問、審査能力向上のための研修、事例検討による情報共有等の適切な実施、また、裁判所・関係機関向けに立替払制度の概要等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所訪問の際に配付することで周知、情報提供の強化を図った。</p> <p>また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにした。（6割を超える利用者から「今回の回答で解決した」との評価をいただいた）。</p> <p>更に、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和4年度はコンサルタントによる新システムに向けた調査研究を行った。</p>
立替払により代位取得した賃金債権について、適切な債権管理及び求償を行い、弁済可能な債権を確実に回収	<p>関係する破産管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行った。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図った。</p>
情報開示の充実	<p>未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>

参考指標

支給者数	令和4年度 14,203人、令和3年度 9,560人、令和2年度 23,684人、令和元年度 23,992人
立替払額	令和4年度 4,856百万円、令和3年度 3,642百万円、令和2年度 8,411百万円、令和元年度 8,638百万円
回収金額	令和4年度 1,327百万円、令和3年度 2,029百万円、令和2年度 2,405百万円、令和元年度 1,806百万円

未払賃金立替払事業の適切な実施

支払日数の年度別推移

第3期目標(25日)

第4期目標(20日)



未払賃金立替払支払件数、倒産件数の推移

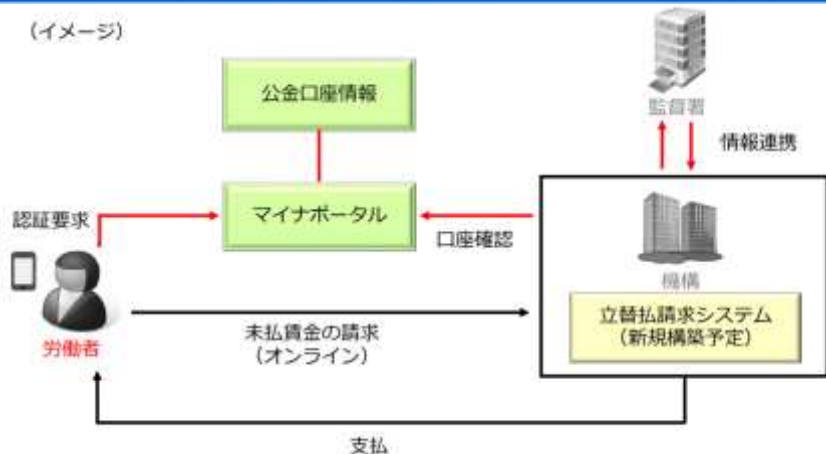


出典(倒産件数) :

帝国データバンクホームページ <https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/>

(参考)マイナポータルを活用したオンライン申請(検討中)

(イメージ)



令和3年度は、コロナ禍の様々な緊急対策により大幅な倒産抑制効果が働き、支払件数は大きく減少した。令和4年度は倒産件数の増加に伴い、支払件数も増加したが、原則週1回の立替払を確保し、賃金未払の労働者に対して迅速に支払を行うことができた。

評価項目No. 1-9 納骨堂の運営事業

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

重要度 高

I 中期目標の内容

1. 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行うこと。

(指標) ・来堂者、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。⇒第3期中期目標期間(平成26年度～平成29年度)の実績等を基に設定。

【重要度「高」の理由】

霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	慰霊の場としてふさわしいとの評価(非常に満足・満足の割合)(目標値 90.0%以上)	98.9%	109.9%	108.0%	111.1%	108.6%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づき新型コロナウイルス感染防止の取組を行いながら実施。参列者全員にマスク・手指消毒ボトルを配付。 ○ 慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙げる。 ○ 産業殉職者合祀慰霊式参列者の負担への配慮。 ○ 御遺族からの希望に沿った比較的暖かい10月中の開催。 ○ 寒さ対策（ブランケットの貸与、カイロの配付）を実施。
日々の来堂者に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霊堂職員に対して、心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行った。 ○ 飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。 ○ 「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」等により要望が多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となった他、納骨堂外壁の剥離・汚れ等が解消された。 ○ 「高尾みころも霊堂高圧引込幹線更新工事」により、高尾みころも霊堂の維持管理に努めた。
産業殉職者慰霊事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページやTwitterを通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を配信。 ○ 産業殉職者慰霊事業を周知するため、高尾みころも霊堂を紹介するパンフレットを47都道府県労働局及び326労働基準監督署他に合計43,376部送付。

納骨堂の運営事業

霊堂改修工事により霊堂内外壁の剥離・汚れ等が解消

改修前

改修後



納骨堂



納骨室

広場のバリアフリー化

改修工事前

改修工事後



仮祭壇の設置



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取った式典

秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席



ソーシャルディスタンスを取り産業殉職者合祀慰霊式を開催

コロナ拡大前

コロナ対応後



慰霊式に参列できない遺族に配慮したライブ配信



参列者へマスク着用 手指消毒の協力依頼



広報・周知

パンフレット配布



- ・産業殉職者遺族
- ・47労働局及び327労働基準監督署
- ・労働災害防止協会の全国大会
- ・各都道府県産業保健総合支援センター
- ・各都災病院
- ・労働安全衛生研究所 他

機構ホームページへの掲載



Twitterへの掲載



評価項目No. 1-10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：－、R2年度：－、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

II 指標の達成状況

定量的指標はなし

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
<p>特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たり、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務を適切かつ迅速に実施。</p>	<p>特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,204件の案件について支払情報受領後、認定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。</p> <p>なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮した。</p> <p>また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日厚生労働省基発1220第2号）に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めた。</p> <p>【参考】認定決定件数（※1） 3,557件（令和3年度：86件、令和4年度：3,471件） ※1 厚生労働省から通知された件数</p>

参考指標

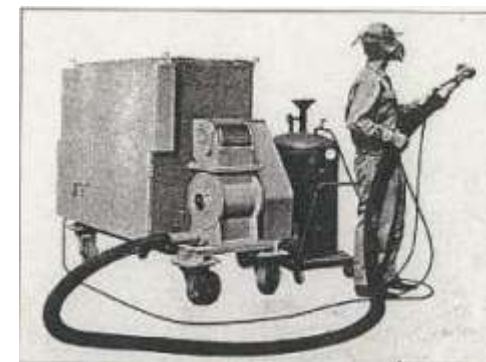
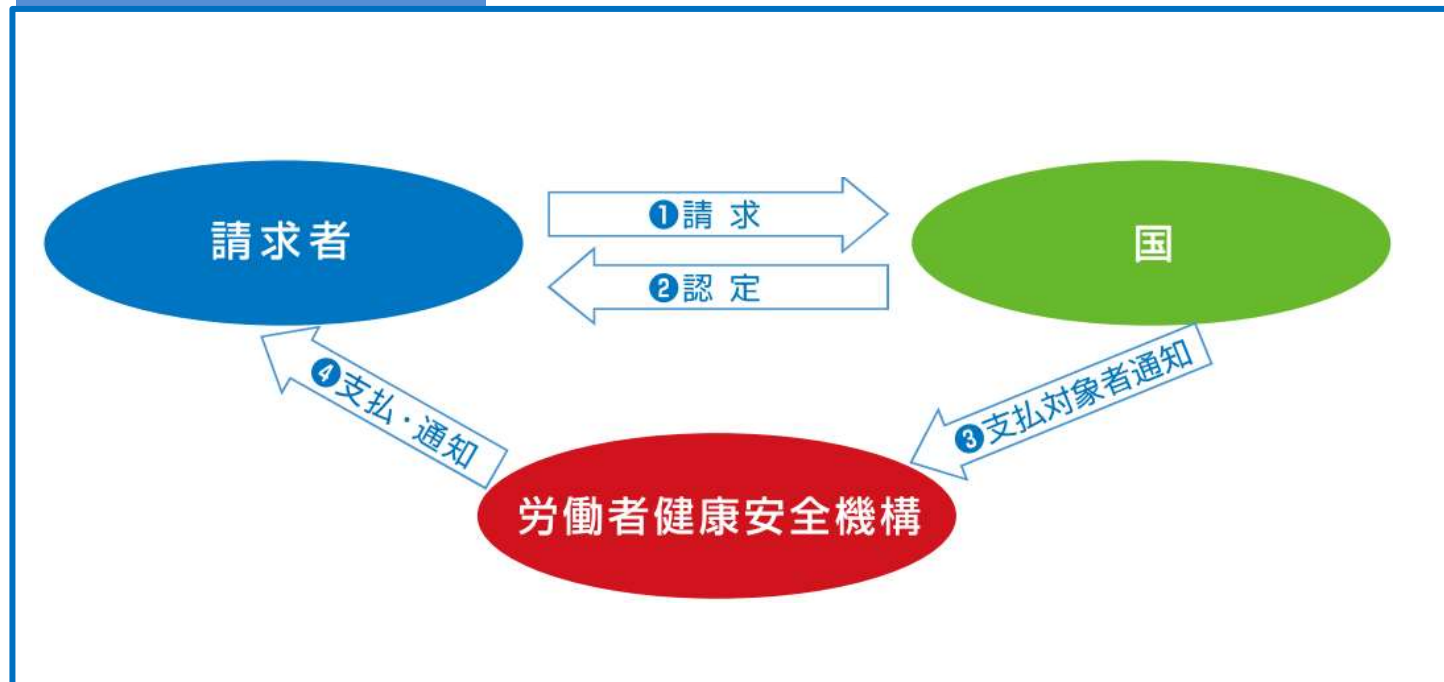
支払件数	3,204件（令和3年度：86件（※2）、令和4年度：3,118件）
支払額	38,472,030千円（令和3年度：1,071,700千円、令和4年度：37,400,330千円）

※2 令和3年度については、1回目の支払を令和4年3月18日に実施。

1 建設アスベスト給付金制度の概要

建設アスベスト給付金制度は、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号)に基づいて、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上的苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、被害者の方々へ損害の迅速な賠償を図るための制度です。

2 給付金制度の流れ



評価項目No. 2-1 業務運営の効率化に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

- 働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。
- 給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。
- 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。
- 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ること。
 (指標)・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費については15%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、3%削減を目標として設定。
 ・中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度削減。⇒中期目標達成のための段階的な目安として、1%削減を目標として設定。
- 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。
- 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進すること。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達	成	度
一般管理費については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き削減を図る。	一般管理費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して15%節減)	△12.1% (4年度目標： △12.0%)	100.6%	101.4%	105.4%	102.6%
事業費については、研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除き削減を図る。	事業費の削減率 (目標値 中期目標期間終了時まで、平成30年度予算に比して5%節減)	△4.0% (4年度目標： △4.0%)	100.9%	101.2%	101.2%	100.1%

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
業務の合理化・効率化	<ul style="list-style-type: none">○ 業務の合理化においては、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。○ 各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。
機動的かつ効率的な業務運営	<ul style="list-style-type: none">○ 「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費節減を実施した。
業務運営の効率化に伴う経費節減等	<ul style="list-style-type: none">○ 一般管理費の削減に関しては、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費等の減に取り組み、平成30年度予算55百万円に比して、令和4年度予算は48百万円 となり、約7百万円の節減を行った。○ 事業費の削減に関しては、電子（WEB）会議システムを活用した会議の推進による旅費の減等に取り組み、平成30年度予算235百万円に比して令和4年度予算は226百万円 となり、約9百万円の節減を行った。○ 適正な給与水準の検証・公表のため、前年度の給与水準について検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を毎年度6月にホームページで公表した。

評価項目No. 3-1 財務内容の改善に関する事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。
2. 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。
(指標) ・病床利用率を全国平均以上とすること。⇒医療法施行令第4条の8による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率として、直近(令和元年度)の全国平均である76.5%以上を目標として設定。
3. 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。
4. 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達 成 度		
・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行う。 ・客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率(目標値 76.5%以上)	79.2%	103.5%	103.1%	100.5%	105.7%

※令和2年度から令和4年度についてはコロナ病床を除く病床利用率

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
独立行政法人国立病院機構との連携等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 (R1:10,900品目、R2:7,100品目、R3:8,500品目、R4:8,600品目) ○ 高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。 (削減効果:R1:770百万円、R2:412百万円、R3:561百万円、R4:733百万円)
医業収入の安定的な確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、コロナ病床を除いた病床利用率は目標値を上回っている。
保有資産の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進め、不要財産以外の重要な財産の売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。

参考指標

コロナ病床数（1日当たり）	専用 446.1床/日（対前年度比+19.1床/日） 休床 757.8床/日（対前年度比▲47.4床/日） 合計 1,203.9床/日（対前年度比▲28.3床/日）（総稼働病床数10,750床の11.2%） 【参考】 最大値（8月） 1,502.4床/日（総稼働病床数10,717床の14.0%）
---------------	--

	令和4年度（実績）	令和3年度（実績）	令和2年度（実績）	令和元年度（実績）
入院収入	199,945百万円	193,049百万円	190,195百万円	198,023百万円
1日当たり患者数	7,773人	7,707人	7,901人	8,753人
（再掲）新型コロナ患者数	231人	163人	60人	0人
1人当たり診療単価	70,475円	68,624円	65,948円	61,810円
病床利用率（％）	79.2%	78.9%	76.6%	80.2%
（参考）コロナ病床含む	72.4%	71.4%	72.8%	-
外来収入	88,956百万円	86,392百万円	81,166百万円	82,319百万円
1日当たり患者数	23,035人	23,021人	22,562人	24,790人
（再掲）新型コロナ患者数	329人	203人	101人	-
1人当たり診療単価	15,892円	15,507円	14,804円	13,836円
その他収入	39,682百万円	47,569百万円	37,699百万円	11,926百万円
経常収益	328,583百万円	327,010百万円	309,060百万円	292,268百万円

評価項目No. 4-1 その他業務運営に関する重要事項

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R1年度：B、R2年度：B、R3年度：B)

I 中期目標の内容

1. 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。
2. 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。
(指標) ・有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得ること。⇒第1期から第3期中期目標期間(平成16年度～平成30年度)の研修有益度調査結果の実績値を踏まえ設定。
3. 労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。
(指標) ・看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。⇒看護師国家試験合格率の全国平均以上を設定。
4. 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。
5. 質の高い産業保健サービスを提供していくため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。
6. 障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。
7. 労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行うこと。
8. 内部統制については、法人の長のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。
9. 情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、等
攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

II 指標の達成状況

目 標	指 標	令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度
		実績値	達成度	達成度		
チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施する。	研修の有益度 (目標値 85.0%以上)	92.7%	109.1%	108.2%	106.2%	106.1%
労災看護専門学校においては、勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成する。	労災看護専門学校生の国家試験合格率 (目標値 全国平均以上)	99.0%	109.0%	108.4%	109.3%	110.3%
労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)について適切に債権管理等を行う。	労働安全衛生融資貸付債権(破産更生債権を除く)の回収額(破産更生債権以外は令和2年度をもって全額回収)	—	—	—	187.5%	183.3%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指 標	要因分析（分類：①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」）
労働安全衛生融資貸付債権（破産更生債権を除く）の回収額（目標額 22百万円）	② 弁済計画に基づき貸付金残高を四半期毎に通知し、返済残高を確認させることで3社が完済した。

Ⅲ 評定の根拠

根 拠	理 由
各職種の研修プログラムの検証・充実	新型コロナウイルス感染症のもとでも、WEB形式による研修も引き続き行い、また感染対策に留意して集合研修も一部開催し、当初計画した主催研修全てを実施することができた。WEB形式による研修については、通信環境等の整備を図るとともに、研修プログラムを見直した。特にグループワークにおいて議論が活発化しやすい設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。
情報セキュリティ対策の推進	全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和元年度から令和4年度累計：969回、年平均242回）を発出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を累計85施設（年平均21施設）に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。
障害者雇用の着実な実施	円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。